

## 第5章 合併及び政令市移行により期待される効果

前章で圏域の課題とポテンシャルについて分析し、今後のまちづくりの方向性として7つの柱を提示した。以下では、この7つの柱ごとに、合併する場合に期待される効果と政令市へ移行する場合に想定される効果を整理する。

### (1) 4市が合併する場合に期待される効果

#### ①「暮らしの質の向上」関連

##### ○利用可能な公共施設、福祉施設の増加

- ・ 図書館、スポーツ施設、市民会館、文化会館などの公共施設や福祉施設が現市域を越えて利用可能となるため、市民にとっての利便性が向上する。

##### ○小中学校、保育所の選択の幅の拡大

- ・ 現在、原則として認められていない小中学校への現市域を越えた就学が可能になるなど、学校を選択の幅が広がる。
- ・ 保育所についても現市域を越えた通園等が容易となる。とりわけ市境に住む住民等にとって利便性が高まる。
- ・ 市民が幅広い選択肢から学校や保育所を選ぶようになるため、施設間でサービスの向上を競い、高め合うようになることが期待される。

##### ○広域的な危機管理マネジメント（地震、洪水等の広域的災害対策）の推進

- ・ 本圏域においては、市街地等の住民の生活空間が4市の市境を越えて広がっていることから、一体的な危機管理の必要性が生じている。合併する場合には、現市域を越えて広域的に危機管理対策を進めることができるようになる。
- ・ 自然災害（地震や洪水、台風など）に加えて、テロなどの新しい脅威も存在している。これらの被害・影響は現市域を容易に越えて広がる可能性があるため、広域的な予防対策と事後対応が必要とされる（物資の備蓄、機材の融通、連絡体制の整備など）。

#### ②「市民の活力を生かしたまちづくり」関連

##### ○協働事業提案制度等の広がりによる行政との協働の推進

- ・ 現在市川市で行われている1%支援制度（市民活動団体支援制度（※<sup>10</sup>））など、特色ある制度が、現市域を越えて実施可能となることから、市民と行政との協働が推進される。

---

※<sup>10</sup> 地域づくりの主体であるボランティア団体やNPOなどの活動に対して、個人市民税納税者等が支援したい団体を選び、個人市民税額の1%相当額等（団体の事業費の2分の1が上限）を支援できるもの。

### ③「賑わいの創出」関連

#### ○観光資源の連携・規模拡大による交流人口の増加の促進

- ・ 4市には里見公園、弘法寺、ふなばしアンデルセン公園、ふなばし三番瀬海浜公園、鎌ヶ谷大仏、観光梨園、本土寺、矢切の渡しなどの様々な観光資源があるものの、現状ではあまり連携しておらず、近接する東京のまち（浅草、秋葉原など）や舞浜などと比べると知名度も低い。
- ・ 合併する場合には、観光資源のネットワーク化を進め、1つの観光スポットを訪問した人が別のスポットにも行くように促すことが考えられる。
- ・ 花火大会や市民祭りなど類似するイベントについては、連携あるいは統合し、規模を大きくすることで、知名度を増し、交流人口の増加につなげることも考えられる。

### ④「産業機能の強化」関連

#### ○広域的な土地利用による物流拠点等の誘致

- ・ 本圏域は、東京や成田空港に近く、臨海部を有するため、物流拠点に適していると考えられる。合併する場合には、現市域を越えた広域的な視点から、土地利用を見直すことが可能になり、広大な物流拠点等の誘致を進めることが考えられる。

### ⑤「都市基盤の整備」関連

#### ○広域的な視点での市道等交通基盤の整備・充実

- ・ 通勤、通学、買い物などの生活圏は4市の市境を越えて広がっている。市道等の交通基盤は、現状では東京との関係が強いものとなっているが、合併する場合には4市間のネットワークをより強化し、より生活圏に沿ったものへ充実を図ることが考えられる。

### ⑥「環境共生のまちづくり」関連

#### ○緑地、水辺の保全、河川の水質改善等に関する広域的な施策の充実

- ・ 現市域を越えて広がる緑地や水辺などの自然環境保護や、河川の水質改善等に、一体的・広域的に取り組むことが可能となる。

#### ○環境都市としての積極的なPR

- ・ 合併する場合には約160万人という大きな都市となり、全国的、あるいは国際的な知名度の向上が期待される。この知名度を活用して、湾岸の自然保護など、環境都市としての積極的なPRを行うこと等も考えられる。

### ⑦「行財政能力の向上」関連

#### ○先進的なまちづくり施策や行財政制度の広がり

- ・ 各市の優れた施策や制度が、合併する場合には現市域を越えて採用されることにより、住民サービスの質や行財政コストの効率化が進むものと期待される。

### ○職員間の学習による職員の能力開発の促進

- ・ 4市それぞれから異なる専門能力、経験を持つ職員が集まり、互いの強みを生かし刺激を与え合うことにより、職員の人材育成・能力開発の促進が期待される。

### ○スケールメリットの生かされるサービス（総務事務、コールセンター等）の効率化と質の向上

- ・ 事務の量や対象者が増えれば増えるほど、単位当たり費用が安くなるサービスについては、合併する場合、より効率化が進み、早期に効果が期待できる。また、各市のノウハウや知見を共有することによって、サービスの質を高めることも期待される。

### ○その他財政上の効率化等の効果

- ・ 「財政基盤の拡充」に関する効果は、第6章で取り扱う。

### ■（参考）中核市移行の効果

合併効果の1つとして、市川市、松戸市、鎌ヶ谷市については中核市へ移行することによる効果が見込まれる。既に中核市となっている船橋市の事例を参照すると、次の点で効果が期待できる。

#### ● 市民サービスの向上効果（全般）

保健、福祉、環境等、市民生活に密着した分野の事務が県から市へ移譲され、きめ細かな対応が可能になる。また、受付から許認可までの一連の事務処理を市が一括して行うことにより、事務処理期間が短縮される。

【例】身体障害者手帳の交付の期間が、約2か月から1か月程度に短縮

#### ● 地域保健衛生の推進（「暮らしの質の向上」関連）

保健所の運営主体となることにより、保健サービスの一元化、より身近で充実したサービスの提供が可能になる。

【例】難病対策等が市に移管され、市の福祉サービスとの緊密な連携が可能に

#### ● 総合的な環境保全の実施（「環境共生のまちづくり」関連）

県と市で分担していた大気汚染や騒音、振動、悪臭の防止、廃棄物処理などの環境保全に関する事務を、市の一貫した体制のもとで行うことにより、地域の実情にあった総合的な環境対策が進められる。

【例】騒音、振動、悪臭に関する規制地域の指定、自動車騒音の常時監視等

#### ● 個性豊かなまちづくりの推進（「都市基盤の整備」関連）

都市計画や土地区画整理事業などのまちづくりに関する権限、屋外広告物の規制などの事務が移譲され、地域特性を活かした個性豊かなまちづくりを推進できる。

【例】市独自の屋外広告物条例に基づく、地域の特性に合った都市景観の形成

## (2) 政令市に移行する場合に期待される効果

政令市に移行する場合、県から広範な権限移譲を受けることになる。政令市（指定都市）が担う主な事務を、他の制度（中核市・特例市）と比較すると、下表のようになる。

### 政令市（指定都市）、中核市、特例市の主な事務の比較

<p><b>指定都市の処理する主な事務</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○民政行政に関する事務<ul style="list-style-type: none"><li>・児童相談所の設置</li></ul></li><li>○都市計画等に関する事務<ul style="list-style-type: none"><li>・都道府県道、産廃施設、流通業務団地等に関する都市計画決定</li><li>・市街地開発事業に関する都市計画決定</li></ul></li><li>○土木行政に関する事務<ul style="list-style-type: none"><li>・市内の指定区間外の国道の管理</li><li>・市内の県道の管理</li></ul></li><li>○文教行政に関する事務<ul style="list-style-type: none"><li>・県費負担教職員の任免、給与の決定</li></ul></li></ul>
<p><b>中核市の処理する主な事務</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○民生行政に関する事務<ul style="list-style-type: none"><li>・身体障害者手帳の交付</li><li>・母子相談員の設置</li><li>・母子・寡婦福祉資金の貸付け</li><li>・養護老人ホームの設置認可・監督</li></ul></li><li>○保健所の設置（保健所設置市が行う事務）<ul style="list-style-type: none"><li>・地域住民の健康保持、増進のための事業の実施</li><li>・飲食店営業等の許可</li><li>・一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設の許可</li><li>・浄化槽設置等の届出</li><li>・温泉の供用許可</li></ul></li><li>○都市計画等に関する事務<ul style="list-style-type: none"><li>・屋外広告物の条例による設置制限</li></ul></li><li>○環境保全行政に関する事務<ul style="list-style-type: none"><li>・ばい煙発生施設、一般粉じん発生施設の設置の届出</li></ul></li><li>○文教行政に関する事務<ul style="list-style-type: none"><li>・県費負担教職員の研修</li></ul></li></ul>
<p><b>特例市の処理する主な事務</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○都市計画等に関する事務<ul style="list-style-type: none"><li>・市街化区域又は市街化調整区域内の開発行為の許可</li><li>・市街地開発事業の区域内における建築の許可</li><li>・都市計画事業の施行地区内における建築等の許可</li><li>・市街地再開発事業の施行地区内における建築等の許可</li><li>・土地区画整理組合の設立の許可</li><li>・土地区画整理事業の施行地区内の建築行為等の許可</li><li>・住宅地区改良事業の改良地区内の建築等の許可</li><li>・宅地造成の規制区域内における宅地造成工事の許可</li></ul></li><li>○環境保全行政に関する事務<ul style="list-style-type: none"><li>・騒音を規制する地域、規制基準の指定</li><li>・悪臭原因物の排出を規制する地域の指定</li><li>・振動を規制する地域の指定</li></ul></li><li>○その他<ul style="list-style-type: none"><li>・計量法に基づく勧告、定期検査</li></ul></li></ul>

出所) 第27次地方制度調査会第15回専門小委員会資料

政令市になると、児童相談所の設置、都市計画決定の権限、国道、県道の管理、教職員の任免などの権限が強化される。また、行政区を設けて、区役所を設置することとなる。

こうした変化を踏まえると、政令市に移行する場合のまちづくりの可能性として、次のような点が考えられる。

なお、以下の記述うち、文頭に「◇」印を付した項目は、政令市の権限移譲等とは直接関係しないが、併せて実施することで、まちづくりの方向性を進める上での更なる効果が期待される施策等を示している。

## ①「暮らしの質の向上」関連

### ○きめ細かく総合的な福祉サービスの展開

- ・ 政令市になると、児童相談所を設置することになるほか、児童虐待のおそれがある場合の立入調査等が可能となる。
- ・ 精神保健関係事務、障害者更生相談所事務が行えるようになり、障害者に関する専門的な相談や指導を行うことも可能となる。
- ・ 上記の結果、従来の児童福祉や障害者福祉の施策と連携をとりながら、よりきめ細かく総合的で利用者のニーズに則したサービスの提供ができるようになるものと期待できる。

◇ 保育所整備や手当の充実、市民との協働など関連する施策を充実することにより、更に効果が高まるものと考えられる。

### ○地域ニーズを反映した教育の充実

- ・ 政令市になると、これまで県が行っていた市立小中学校の教員の任免を、市が行えるようになる。これにより、採用、異動、育成（研修等）を市が一貫して行えるようになるため、教育内容に地域のニーズを反映しやすくなる。

◇ 地域の特色ある教育プログラムを展開することにより、更に効果が高まるものと考えられる。

### ○首都圏と連携した危機管理対策の促進

- ・ 政令市になると、「八都県市首脳会議（※<sup>11</sup>）」への加入が可能となる。同会議の取組み等に県を介さず参加することで、首都圏とより密接に連携した施策が展開できると考えられる。
- ・ とりわけ、危機管理対策については、新市を越えた広域的な取組みが必要とされることから、災害時の帰宅困難者対策等で効果が期待できる。

---

※<sup>11</sup> 首都圏の広域的あるいは共通の行政課題に積極的に対応するため、東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県・神奈川県知事及び横浜市・川崎市の市長を構成員として昭和54年7月に六都県市首脳会議が設置された。その後千葉市とさいたま市が加わり、現在に至っている。

## ②「市民の活力を生かしたまちづくり」関連

### ○区制度を活用した都市内分権の推進

- ・ 区ごとに地域協議会（※<sup>12</sup>）を設けるなど、区や更に小さなコミュニティを単位とした都市内分権を進めることが期待できる。
- ・ 特に福祉や社会教育といった市民に身近なサービスについては、市民により身近な単位での施策が推進されることが考えられ、市民と行政との協働も進むことが考えられる。

◇ 併せて、県から NPO の認証手続き等の事務移譲を受ける場合には、NPO 活動を行いたいと考える市民に対して、より迅速な対応が可能となる。

## ③「賑わいの創出」関連

### ○市街地再開発や中心市街地活性化等の権限を活用した、特色あるまちづくり

- ・ 政令市になると、駅の交通結節機能の高度化を図るため、交通結節機能高度化構想を作成することが可能となる。また、中心市街地活性化を図るため、大規模小売店舗の迅速な立地を促す特例区域を定めることも可能となる。
- ・ これらの権限移譲を活用して、市が自立的に駅前開発や市街地活性化などに向けた施策を推進することが可能となる。

◇ 施策の効果を高めるためには、大型集客施設の誘致に向けたソフト施策（市の知名度向上を図る広報・シティセールスなど）を併せて強化することも考えられる。

## ④「産業機能の強化」関連

### ○権限移譲を活用した中小企業支援や新事業創出の促進

- ・ 政令市になると、中小企業支援事業の実施主体となることができる（ビジネスマッチング支援、人材育成支援、経営診断等）。
- ・ 新事業の中核的支援機関の認定なども可能となり、地域の資源（人材、技術など）を活用したベンチャービジネスの促進などを図ることも期待される。

◇ 今後の労働人口の減少への対応策として、女性や高齢者などの就労支援や起業支援を図ることも重要性が増すものと考えられる。

### ○都市計画決定の権限を活用した、物流拠点等の集積促進

- ・ 政令市になると、流通業務団地などの都市計画決定が可能となるため、東京や成田との近接性を生かして、物流拠点等の集積を進められる可能性がある。

---

※<sup>12</sup> 市町村は市町村の事務を分掌し、地域住民の意見を反映しやすくする仕組みとして、地域自治区を設けることができる（地方自治法 202 条の 4）。地域自治区には地域協議会を設け、市町村長、その他の市町村の機関に意見を述べるができる。

- ◇ 併せて、都市の魅力を積極的に売り込むこと（シティセールス）により、企業誘致（特に物流、研究機関等）を進めることが考えられる。

## ⑤「都市基盤の整備」関連

### ○道路の一元管理による渋滞緩和

- ・ 政令市になると、市内の国道（指定区間を除く）と県道、市道を市が管理することとなる。国県道の補修、歩道の整備、交差点の改良等をより地域の実情に合わせて迅速に行えるようになり、渋滞の緩和等が期待される。

- ◇ 併せて、新市の区域を越えたより広域な交通ネットワークの充実（東京外かく環状道路、北千葉道路など）や、新市の南北を結ぶ交通の強化などを推進することも考えられる。

### ○土地区画整理事業等の権限を活用した暮らしやすいまちづくりの推進

- ・ 政令市になると、土地区画整理事業や市街地再開発事業の都市計画決定を市が自立的に行うことが可能となり、暮らしやすいまちづくりに向けて、計画的に施策を推進することが可能となる。

## ⑥「環境共生のまちづくり」関連

### ○首都圏と連携した大気汚染対策や地球温暖化防止対策の促進

- ・ 「八都府県市首脳会議」の取組み等に積極的に参加することになり、首都圏とのより密接な連携の中で、環境保全に向けて、広域的に施策を実施することが考えられる。

## ⑦「行財政能力の向上」関連

### ○多様な行政経験を積むことによる政策形成能力の向上

- ・ 政令市に移行すると、様々な権限移譲を受け、職員にとっては行政経験が豊富となる。また、財源や施策の影響などのスケールが大きい仕事も増え、国との直接交渉や他の政令市との交流の機会も多くなるため、政策形成能力が高まるものと期待される。

### ○国との折衝による地域の実情に即した政策の実現

- ・ 政令市の市長で構成する「指定都市市長会」等の動きとも連携しつつ、国との直接交渉などを通じて、地域の実情に合った政策を実現できる可能性が高まるものと期待される。

### ○その他財政上の効率化等の効果

- ・ 「財政基盤の拡充」に関する効果は、第6章で取り扱う。